慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	インドネシアの矯正保護統計(一九八九年度～一九九三年度)
Sub Title	The Indonesian Statistics of Correction and Rehabilitation (1989-1993)
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1997
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.70, No.9 (1997. 9) ,p.85- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19970928-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

インドネシアの矯正保護統計［一九八九年度～一九九三年度］

太田達也

はじめに

一九九六年、インドネシア司法省より矯正保護統計が公刊された。『第五次五カ年開発計画におけるインドネシアの社会化統計（一九八九年度～一九九三年度）』――以下、『統計書』と称する――と題する本統計書は、インドネシア司法省が自ら公刊した初の公式矯正保護統計であり、第五次五カ年開発計画（PELITA）の期間に当たる一九八九年度から一九九三年度までの矯正保護に関するデータを掲載している。[1] 実際の編纂作業は、司法省調査開発センター（Pusat Penelitian dan Pengembangan）とインドネシア大学政治社会学部犯罪学科が共同で行っている。

しかし、これまでインドネシアに矯正保護統計なるものが全くなかったという訳ではない。古くは、一九六三年に『刑務所統計』と呼ばれる矯正統計が公刊されている。[2] さらに一九七四年（一九七二年版）からは警察、裁判、矯正に関するデータを一冊にまとめた統計書が公刊されるようになり、一九八三年に公刊された一九八〇・八一年版以降は各統計が単独で公刊されている。[3] しかし、これらの統計はそれぞれの主務官庁によって編纂されたものではなく、統計中央局（Biro Pusat Statistik）が主務官庁の協力を

仰ぎながら調査方式で作成したものである。従って矯正統計に関して言えば、各刑務所からの月刊報告書を基にしているため、何らかの理由で報告書が回収されなかった場合は、その分のデータが集計から漏れてしまうことになる。一九九七年六月現在、一九九四年版の矯正統計まで公刊されており、当該年度における報告書の回収率は九八％に達しているものの、[4] 依然として若干の誤差が含まれており、統計を利用する上で注意を要する。

このように、従来、二次的で不完全な矯正統計しかなかったインドネシアにおいて、今回、司法省自らが矯正保護統計を編纂・公刊したことは意義深い。さらに、統計中央局の統計は矯正施設の収容状況に関する純粋な「矯正」統計であったのに対し、『統計書』は、僅かながら、これまで公表されてこなかったインドネシアの保護に関するデータをも掲載している点が注目される。この外、『統計書』は、未決拘禁者や死刑確定者の収容人員、仮出獄人員、同化処遇などの開放的処遇やレミッションの実施人員、矯正施設における事故発生件数など、従来の矯正統計にはなかったデータをも網羅しており、同国における矯正や保護の現状を把握する上で極めて貴重な資料となり得る。そこで、以下では、『統計書』の内容を紹介しながら、インドネシアにおける矯正保護の現状を数値の面から概観することにしたい。[5]

さらに、『統計書』が公刊された一九九六年には、同じく司法省の調査開発センターが中心となって実施した矯正施設の収容定員に関する調査の結果が報告書にまとめられている。[6] 二〇〇〇頁に及ぶ膨大な調査報告書には、これまで必ずしも明らかでなかったインドネシアにおける全矯正施設の概況が極めて詳細に記録されており、収容定員を始めとする矯正施設の物理的な状況を把握することができるため、この調査結果についても併せて紹介することにする。

受刑者の平均収容人員

社会化施設（Lembaga Pemasyarakatan）と呼ばれる刑務所や拘置所（Rumah Tahanan）に収容されている受刑者の平均収容人員を示したものが**表1**である。但し、『統計書』には平均収容人員についての説明がないため、司法省社会化総局に確認をとったところ、我が国で用いられているような一日平均収容人員ではなく、月末における収容人員の当年度分の延べ人員を年間月数（一二カ月）で除した「平均収容人員」であるとのことであった。そして、一九八九・九〇年度の収容人員とは、一九八九年四月から

一九九〇年三月までの平均収容人員を意味する。

八九・九〇年度から九三・九四年度までの平均収容人員は比較的安定しており、二万七、〇〇〇人台から二万九、〇〇〇人台で推移している。インドネシアは、一九九五年現在で一億九、五〇〇万の人口を有することから、これを基に九三・九四年度におけるインドネシアの受刑者率（受刑者の人口一〇万人当たりの人口比）を計算すると一四・三となる。これは我が国の値と比較しても、かなり低い数字であると言えよう。しかし、インドネシアの犯罪発生件数が我が国のそれと比較して極端に少ないとは考え難く、実際には暗数化率や検挙率など両国におけるインフォーマルな犯罪統制や刑事司法制度の相違に原因があるものと思われるが、矯正との関連で言えば、インドネシアでは短期自由刑の割合が比較的高いことや毎年大規模なレミッションを実施していることが低受刑者率の背景になっているものと思われる。

さらにインドネシア各州の受刑者率を計算してみると、東ヌサトゥンガラや東ティモール、南スマトラ、イリアンジャヤなど地方の受刑者率が高くなり、インドネシアの中心とも言えるジャワ各州の受刑者率はむしろ全国平均以下となっている。恐らく、ジャワの人口密度が非常に高いため、[7] 州レベルで計算すると、見かけ上こうした結果になるものと思われる。

なお、統計中央局の矯正統計もほぼ『統計書』の値と符号しており、一九八〇年代以降の動向を見てみると、八〇年前半に二万人弱だった受刑者の（年末）収容人員は、八六年に一万四、〇〇〇人台まで落ち込むものの、その後再び増加に転じ、九〇年代に入ってからは二万八、〇〇〇人前後で安定していることがわかる。[8]

新受刑者

一方、新受刑者数は、一九八九年には七万四、〇八四人であったが、翌九〇年には七万一、七〇〇人、九一年には六万六、八六六人と減少傾向にあり、一九九三年は六万一、三五一人となっている（表2）。[9] 九三年における新受刑者の罪名のうち構成比の高いものを男女別に掲げると、男子受刑者では、①窃盗（四七・〇％）、②暴行・傷害（一〇・三％）、③強盗（六・五％）、④公共の秩序に対する罪（三・九％）、⑤殺人（三・二％）となるのに対し、女子受刑者では、①刑法軽罪（二二・〇％）、②窃盗（一九・四％）、③暴行・傷害（五・九％）、④詐欺（五・六％）、⑤道徳に対する罪（四・五％）となっている。男女とも薬物犯罪の比率が少な

いのが目につく外、女子受刑者においては、男子受刑者に比べ窃盗、強盗、暴行・傷害が少なく、逆に、軽罪や詐欺、殺人、賭博、道徳に対する罪が多いのが特徴である。ここでいう道徳に対する罪には、強姦や強制猥褻の外、公然猥褻など風俗に対する罪が含まれる。[10]

しかし、インドネシアの矯正施設に毎年これだけの入所者がありながら前述したような平均収容人員に止まっている原因として、毎年大規模なレミッションが実施されていることのほかに、受刑者の刑期が相対的に短いことが考えられる。『統計書』には刑期別新受刑者数のデータがないため、止むを得ず平均収容人員の刑期別構成比で見てみると、全受刑者のうち刑期が一年以下の者の割合は最も低い九三・九四年度で三〇・四％、最も高い八九・九〇年度で三八・八％となっているのがわかる（表3）。しかし、執行刑期の短い受刑者は短期間のうちに出所となるため、平均収容人員のデータではどうしても受刑者の平均刑期に関する正確な情報を把握することができない。そこで、新受刑者数の刑期別構成比を掲載している統計中央局の矯正統計を見てみると、一九九四年における六万九四五人の新受刑者のうち、刑期が一年未満の受刑者が四万八、七二五人と全体の七九・九％を占めており、これに罰金未納による代替軽懲役（原則六月以下）を併せると八一・一％にも達している。[11] さらに、刑期が一年以上五年以下の者が全体の一四・九％を占めている。このようにインドネシアの矯正施設では収容者の大半が短期受刑者であり、受刑者の入出所が盛んに行われるため、受刑者率が低くなっているものと思われる。

女子受刑者

女子の新受刑者は、八九年から九四年までの五年間に五、一二一人から五、四八一人、三、六一八人、二、八八五人、三、〇一五人と減少してきており、新受刑者総数に占める割合も六・九％から四・九％へと下降している（表2）。これに伴い女子受刑者の平均収容人員も減少傾向にあり、八九・九〇年度に六七二人であったものが、九三・九四年度には五五三人へと減少している。当該年度における平均収容人員全体に占める女子受刑者の割合は二・〇％である（表1）。また、女子の死刑確定者および無期刑受刑者は殆どいない（表3）。

死刑確定者

刑期別平均収容人員の統計では、これまで公表されてこ

なかった死刑確定者の収容状況が明らかにされているのが注目される（**表3**）。統計中央局が発行する司法統計にも終局処分別処理状況のデータが掲載されているが、死刑と無期が一つの項目にまとめられているため、大凡の動向は摑むことができても、死刑言渡し人員の正確な数字を把握することができない。[12]『統計書』によれば、九三・九四年度における死刑確定者の平均収容人員は二〇人で、うち一人は女子である。

社会化教育少年

表4は、社会化教育少年（Anak Didik Pemasyarakatan）と呼ばれる刑事少年、保護少年、民事少年の平均収容人員を示したものである。しかし、これらの概念を正式に定義した一九九五年の社会化法（一九九五年法律第一二号）[13]によれば、社会化教育少年とはいずれも一八歳未満の者とされているのに対し、[14]『統計書』の表では二一歳未満の社会化教育少年の平均収容人員となっている。いずれにせよ、女子少年収容者が極端に少ないのが目立つ。

未決拘禁者

インドネシアでは警察官、検察官、裁判官がそれぞれ勾留権限をもっていることから、[15]『統計書』でも警察（AI）、検察（AII）、地方裁判所・第一審（AIII）、高等裁判所・控訴審（AIV）、最高裁判所・上告審（AV）の各段階における未決拘禁者の平均収容人員が示されている（**表5**）。それによると、八九・九〇年度から九三・九四年度にかけて未決拘禁者が大幅に増加しているのがわかる。但し、『統計書』に計上されている未決拘禁者の収容人員とは司法省が管理する拘置所ないしは拘置支所に収監されている被疑者・被告人の数であり、警察の留置場に収容されている未決拘禁者の数は含まれていないことに注意する必要がある。

なお、インドネシアでは上訴に関する公式統計が殆ど入手できないため、上訴審の段階で身柄拘束されている被告人の数を示した『統計書』から、刑事事件に関する上訴の状況をある程度量的に把握することができる。

再入者率

矯正施設の平均収容人員に占める再入者の割合は、八九・九〇年度から九三・九四年度にかけて七・〇%、六・六%、六・八%、七・三%、五・六%となっている。一般的に言って、人所経験のある者の割合は低く、西スマトラ州、東ジ

ャワ州、バリ州、西ヌサトゥンガラ州、イリアンジャヤ州では再入者率が大幅に減少している（**表6**）。これに対し、北スマトラ州や中部ジャワ州、南カリマンタン州など地域的には再入者率の上昇が見られるところもある。しかし、刑事手続における猶予（ダイバージョン）制度などの内容や運用の仕方が異なるため、当該データをもって我が国の再入者率と比較することはできないであろう。

仮出獄・釈放前帰休

インドネシアの矯正施設における仮出獄（pembebasan bersyarat）の状況に関してはこれまで全く統計が公表されてきておらず、そのため特定の施設や地域に限定した調査から大凡の動向を把握する程度に止まらざるを得なかった。これに対し『統計書』は、仮出獄の外、釈放前帰休や同化処遇などの開放的処遇に関するデータも掲載しており、そうした意味で貴重な資料となっている。

表7によれば、仮出獄人員は一九八九年の四四六人から大幅に増加し、九三年には一、五二〇人となっている。残念ながら出所人員（満期釈放＋仮釈放人員）に関するデータがないため正確な仮出獄率を求めることはできない。しかし、毎年、六万人台から七万人台の新受刑者がありながら、平均収容人員が一定の数に止まっているのは、入所人員とほぼ同じ出所人員があるからだと考えられる。とすれば、雑駁な計算ではあるが、インドネシアの仮出獄率は数％前後であると推定され、近年、増加傾向にあるとはいえ、収容者全体からすればその適用はまだ一部の受刑者に限られていると言えよう。また、仮出獄と実質的には同じ効果が生ずる釈放前帰休（cuti menjelang bebas）並びに外部通勤や構外作業を行う同化処遇（pembinaan asimilasi）についても同様の事が当てはまる。

レミッション

インドネシアでは、毎年、独立記念日に当たる八月一七日に受刑者を対象とした大規模なレミッションが実施されており、これが受刑者率を緩和する方向に作用している。**表8**は八九年から九三年までのレミッションの実施人員と有期の懲役受刑者に占めるその割合を示したものである。レミッションには、刑の執行期間の一部を短縮する場合（RB.I）と刑の執行期間の全部を免除し、即釈放する場合（RB.II）とがあり、両者を併せると毎年半数以上の受刑者がレミッションの対象となっている。ただ、この割合は八月一七日当日の収容人員に対する割合ではなく、平均収

容人員を基に計算したものであるため、必ずしも厳密な数字ではないことに注意する必要があろう。なお、レミッションの実施状況は地域によって差が大きく、一九九三年で見ると、ジャカルタやジョクジャカルタの特別区などは対象者の割合が四〇％未満であるのに対し、南スラウェシや北スラウェシなどはその倍近い七〇％以上となっている。

矯正施設における事故

八九・九〇年度から九三・九四年度の五年間に社会化施設や拘置所から逃走した収容者は計一、〇二六人で、そのうち三六七人（三五・八％）[16]が逮捕されているが、残りは未逮捕のままである（**表9**）。地域的には、南スマトラ州などスマトラ島の施設において逃走事故が多い。これは、同地域がマラッカ海峡を挟んでシンガポールやマレーシアと隣接しているという地理的背景が関係している可能性がある。

また『統計書』は、社会化施設における受刑者の病死事故についても報告しており、同期間の死亡者数は七二四人に達している。このように『統計書』は、これまで公式統計という形では公表されてこなかった施設事故のデータについても掲載しており、インドネシアの矯正制度に対する可視性を高めるものとして評価できるであろう。

保護観察対象者

保護観察に関する統計が記されている点でも『統計書』は重要である（**表10**）。しかしながら、そのデータは、社会化事務所（Balai Pemasyarakatan）――保護観察所に相当――が担当した保護観察対象者の平均人員という形で示されているため、毎年、新規の保護観察対象者が実際に何人いるのかがわからず不便である。実際、**表7**で示されている仮出獄や釈放前帰休対象者は新たに保護観察に付されることになる。この外、条件附刑（pidana bersyarat）――保護観察附執行猶予――対象者や少年に対する保護者委託処分を受けた少年対象者も保護観察を受けることになるが、これについては統計中央局の司法統計が参考になる。しかし、それによると、条件附刑だけでも毎年七、〇〇〇人から九、〇〇〇人が言渡しを受けており[17]、『統計書』の保護観察対象者と符合しなくなってくる。『統計書』のデータが平均対象人員であることが主な原因と考えられるが、インドネシアにおける保護観察実務の現状を正確に示すために、今後は保護観察新規対象者ないし新規受理人員という形での統計が望まれる。

矯正施設の数

一九九六年に司法省調査開発センターが公刊した『受刑者・未決拘禁者必要最低基準との関連における社会化施設および拘置所の収容定員に関する調査報告書』――以下、『報告書』と称する――によれば、現在、インドネシアには一四八の社会化施設と一五五の拘置所および七三の拘置支所があるとされている。しかし、更に新しいデータによれば、拘置支所が三施設増設されて七六施設となっている[18]（表11）。社会化施設のうち、組織上、第一級施設に指定されているのは全国に一〇施設足らずで、後は第二A級と第二B級施設がそれぞれ五一施設と八七施設となっている。さらに、一〇ある第一級施設のうち七施設はジャカルタ特別区を始めジャワ島に集中しており、後は北スマトラ州、南スマトラ州、それに南スラウェシ州に一施設ずつあるだけである。拘置所についても、第一級施設はジャワ島にほぼ集中しており（五施設）、他の地域では施設の大半が規模の小さい第二B級拘置所（一四三施設）か拘置支所となっている。

なお、保護観察所にあたる社会化事務所は、第一級事務所が一四、第二級事務所が三〇の計四四施設がある。

矯正施設の収容定員と収容状況

矯正施設の収容定員は収容者の環境や処遇にとって重要な意味をもつにもかかわらず、インドネシアには収容定員に関する古い調査記録しかなかった。そこで、『報告書』では、全国の社会化施設および拘置所（支所を含む）施設の物理的状況を精密に調査した上で、矯正施設の収容環境に関する国際基準を参考にしながら新たな収容定員を算出し直し、これを従来の収容定員とを比較するという手法を用いることで現在の矯正施設における収容状況を再分析すると共に、今後の施設や収容環境の改善について提言を行っている。

新しい収容定員に算出に当たっては、まず全国にある全ての矯正施設における居室の行動面積と寝台面積を測定している。次に、収容者一人当たりに必要な行動面積と寝台面積をそれぞれ五・四㎡と二㎡に設定した上で、測定した各施設の行動面積と寝台面積をこれで割って、行動面積と寝台面積の両面から施設毎の最大収容定員を求めている。『報告書』には、全国にある全ての矯正施設（社会化施設、拘置所、拘置支所）の平均収容人員（一九九三年一月から一九九四年七月までの期間で計算）、各施設の従来の収容

定員、行動面積から求めた新収容定員、寝台面積から求めた新収容定員が記されており、さらに平均収容人員に対する収容率がそれぞれ三つの収容定員毎に求められている。

それによると、全国に一四八ある社会化施設のうち、現在の収容定員を基準とした場合の収容率が一〇〇％を超えている施設は二二施設ある。しかし、その多くは一〇〇数％から一三〇％台の収容率であり（**表12**）、しかも州単位でみた場合、平均収容人員が現在の収容定員を上回っている州はない（**表13a**）。インドネシア全体でも、現在の収容定員四万六、四九四人に対し平均収容人員は二万六、三九六人で、収容率は五七％とかなり低い値となっている。このように従来の収容定員を基準とした場合、施設によっては定員を超えて収容しているところがあるものの、インドネシア全体としては過剰収容の問題はないと言えそうである。しかしながら、居室における収容者一人当たりの行動面積および寝台面積を基準に算定し直した収容定員を基準にすると、州や全国レベルでこそ収容率が七〇％を切るものの、施設単位で見ると収容率が一〇〇％を超える施設がそれぞれ四四施設と三七施設もあり（**表12**）、全施設の約三割が過剰収容の状態にあることになる。なかには収容率が二〇〇％を超える施設も見られる。特に、南スマトラ州、ランプン州、東カリマンタン州、東ヌサトゥンガラ州の施設に問題が多い。一般に深刻な過剰収容の問題のないと言われるインドネシアの矯正施設にあっても、一定の基準に従って収容定員を算出し直し、その上で施設の収容状況をみてみると、収容環境のよくない施設が少なからずあることがわかる。

このように、収容率を求める上での基準となる収容定員そのものの妥当性を判断することなしに過剰収容の有無を論じたところで得るところが少ない。そうした意味で、国際基準に基づいて収容定員そのものを見直し、収容状況をできる限り客観的に評価しようと試みた『報告書』の姿勢は評価し得るであろう。『報告書』は、以上の分析結果に基づいて、新たな施設の建設や拡張は当面必要なく、受刑者の移送などによって対応可能であるとしつつも、最低基準を満たし得るような指針を策定し、施設の収容定員を見直す必要があると結論付けている。

矯正施設における設備

表14は、インドネシア全国の矯正施設（拘置所・拘置支所を含む）のうち処遇や教育設備、宗教施設、診療所などを有する施設の数とその割合を表している。拘置所や拘置

支所まで含めて集計されているのは、現在、拘置所にも一定の刑期以下の受刑者を収容しているためであると思われるが、結果として受刑施設である社会化施設の設備状況はわかりにくくなっている。それでも、全施設の八割前後が処遇や教科教育のための設備を有しており、農場や農園をもつ施設も三割弱あることがわかる。しかし、地域的には設備の整っていないところもあり、特に、中部ジャワ州は、施設数や収容人員が多いにもかかわらず、処遇や教育設備の設置状況が全国平均以下となっている。実際の設備の内容については、『報告書』の第一冊から第三冊までに詳細な報告がある。

宗教施設については、インドネシア人の多くがムスリムで宗教的関心も高いことから、多くの施設にモスクや教会が設置されている。モスクの設置状況は一〇〇％でないが、たとえモスクがなくともムショラと呼ばれる礼拝室が必ず設置されているようである。

これに対し診療所の設置状況は六割弱で、必ずしも良いとは言えない。特に、北スマトラ州や中部ジャワ州では、診療所のある施設の方がむしろ例外となっている。**表9**で示したように、矯正施設における病死者が多いことの背景として、こうした診療所の未整備が関係しているとしたら事は重大である。

矯正施設の職員

『報告書』は、インドネシアの矯正施設に勤務する職員についても分析を行っている。全職員数は二万一、三五七人で、うち女性職員は二、八四四人である（**表15**）。また施設の種類別では、社会化施設の職員数が一万一、六〇四人で、拘置所および拘置支所の職員数は九、七五三人となっている。全職員のうち保安職員の数は一万三、三九四人であり、処遇部門の担当官は四、四三四人、残りの三、五二九人が事務職員である。施設職員数の対収容者比率を求めてみると、職員一人当たりの平均収容者数は二・〇人（社会化施設だけでは二・三人）となる。保安職員一人に対する平均収容者数は三・三人、また処遇担当官一人については九・八人となる。

おわりに

先頃公表された統計および報告書を基に、インドネシアにおける矯正保護の現状を概観してきた。しかし、これらのデータの中には集計方法や用語の定義が不明確であったり、特に『報告書』の方には、インドネシアにおける他の

統計の例に漏れず、誤植や計算ミスと思われる部分が散見されるため、統計の利用にあたって一抹の不安も残ることも確かである。しかし、今回公表されたデータのなかには、従来未公表であったものや、また集計すら行われていなかったものもあり、そうした意味で貴重な資料と言えよう。

なお、今回の『統計書』は第五次五カ年開発計画の期間に当たる一九八九年度から一九九三年度までのデータしか扱っていないが、司法省社会化総局によれば今後も継続して統計書を発行していく予定であるとのことであるので、もし実現すれば、第六次五カ年開発計画（一九九四年度～一九九八年度）が終了する一九九九年か二〇〇〇年には次回の統計が編纂される見通しである。今回見られた集計上の不備をできる限り解消した、より正確で有用な統計の編纂が望まれる。

（1） STATISTIK PEMASYARAKATAN DI INDONESIA SELAMA PELITA V 1989 S/D 1993 (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed., 1996).

（2） STATISTIK KRIMINIL 1972 at i (Biro Pusat Statistik ed., 1974).

（3） インドネシアにおける刑事法関係の統計書については、拙稿「インドネシア刑事法文献目録（一）――単行書編――」法学研究六九巻四号（一九九六）一八〇―一八一頁を参照の事。

（4） STATISTIK KRIMINIL: SUMBER DATA LEMBAGA PEMASYARAKATAN 1994 at 3 (Biro Pusat Statistik ed., 1996).

（5） インドネシアの矯正保護制度については、拙稿「インドネシアにおける矯正・保護実務の現状（一）（二）」法学研究六六巻七号（一九九三）六〇頁以下、六六巻八号（一九九三）七九頁以下を参照されたい。

（6） LAPORAN PENELITIAN：KAPASITAS LEMBAGA PEMASYARAKATAN/RUMAH TAHANAN NEGARA DIKAITKAN DENGAN STANDAR KEBUTUHAN MINIMUM NARAPIDANA/TAHANAN (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed., 1996).

（7） 一九九五年の人口調査によると、インドネシア全国の人口密度が一〇一人であるのに対し、ジャカルタ特別区は一万五、四四五人と突出しており、またジャワ各州も全国平均の七倍から九倍の人口密度となっている。STATISTIK INDONESIA 1995 at 34-35 (Biro Pusat Statistik ed., 1996).

（8） STATISTIK KRIMINIL: SUMBER DATA LEMBAGA PEMASYARAKATAN 1980-81 ～ 1994 (Biro Pusat Statistik ed., 1983～1996).

（9） この新受刑者数についての『統計書』中の表では、何故か年度表記ではなく年表記がなされているが、一つの統

計書中に異なる集計期間を用いるのは混乱の元である。さらに幾つかの理由から、この表に関しては統計中央局のデータを利用した可能性もある。

(10) インドネシア刑法典（KUHP）第二八一条乃至第二八三条、第二八五条乃至第三〇二条。

(11) STATISTIK KRIMINIL : SUMBER DATA LEMBAGA PEMASYARAKATAN 1994, *supra* note 4, at 16

(12) STATISTIKKRIMINIL : SUMBER DATA PENGADILAN NEGERI 1994 at 26, 33-41 (Biro Pusat Statistik ed., 1996).

(13) 社会化法については、拙稿「インドネシアの新しい矯正保護法――一九九五年「社会化法」を巡って――」法学研究六九巻一一号（一九九六）一七頁以下を参照の事。なお同法は、拙訳「一九九五年インドネシア社会化法［邦訳］」法学研究七〇巻三号（一九九七）八五頁以下に全訳がある。

(14) インドネシア社会化法第一条第八号。なお、一九九七年一月三日に少年裁判法（Undang-undang Nomor 3 Tahun 1997 tentang Pengadilan Anak）が成立し、公布されている。但し、同法は、公布日から起算して一年経過した後施行されることになっている。

(15) インドネシア刑事訴訟法（KUHAP）第二〇条乃至第三一条。

(16) インドネシアの矯正施設における逃走事故については、拙稿「インドネシアの社会事情と犯罪者処遇」刑政一〇八巻二号（一九九七）四二頁参照。

(17) STATISTIK KRIMINIL : SUMBER DATA PENGADILAN NEGERI 1994, *supra* note 12, at 26, 33-41.

(18) BANYAKNYA UPT PAS YANG OPERASIONAL BERDASARKAN KLASIFIKASI PEL KANWIL DEPKEH (Direktorat Jenderal Pemasyarakatan Departemen Kehakiman RI ed., 1997).

	1992/1993			1993/1994				人口
計	男子	女子	計	男子	女子	計	受刑者率*3	1995*4
668	795	12	807	849	12	861	22.4	3,848
2,618	2,423	65	2,488	2,225	62	2,287	20.6	11,115
433	418	13	431	432	16	448	10.4	4,323
739	723	13	736	832	15	847	21.7	3,900
2,147	2,024	13	2,037	2,289	12	2,301	31.9	7,208
465	415	6	421	455	11	466	19.7	2,370
1,126	1,100	5	1,105	1,156	7	1,163	17.5	6,658
381	362	3	365	357	4	361	25.6	1,409
2,351	1,719	105	1,824	1,903	80	1,983	21.8	9,112
2,619	2,493	25	2,518	2,728	28	2,756	7.0	39,207
3,210	2,782	50	2,832	2,364	48	2,412	8.1	29,653
301	282	6	288	240	5	245	8.4	2,917
4,245	3,724	109	3,833	3,405	104	3,509	10.4	33,844
453	451	6	457	450	4	454	12.5	3,636
568	457	6	463	563	5	568	19.6	2,893
284	263	2	265	248	2	250	15.4	1,627
488	421	5	426	436	5	441	19.1	2,314
392	336	9	345	379	11	390	13.5	2,896
436	448	12	460	501	11	512	14 0	3,646
1,431	1,413	34	1,447	1,568	34	1,602	36.3	4,417
613	555	11	566	603	11	614	23.2	2,649
401	397	5	402	377	5	382	19.7	1,938
1,802	1,724	32	1,756	1,785	36	1,821	24.1	7,558
256	211	4	215	276	3	279	17.6	1,587
331	404	6	410	428	9	437	20.9	2,087
515	490	10	500	542	13	555	28.6	1,943
29,273	26,830	567	27,397	27,391	553	27,944	14.3	194,755

資料：Statıstık Pemasyarakatan dı Indonesıa Selama PELITA V 1989 s/d 1993 (Pusat Penelitıan dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed., 1996)

インドネシアの矯正保護統計［1989年度～1993年度］

表1　受刑者の平均収容人員*1

州	1989/1990			1990/1991			1991/1992	
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
アチェ	807	4	811	717	9	726	659	9
北スマトラ	2,323	62	2,385	2,404	55	2,459	2,564	54
西スマトラ	496	14	510	459	15	474	430	3
リアウ	812	17	829	737	18	755	724	15
南スマトラ	1,925	16	1,941	1,954	17	1,971	2,134	13
ジャンビ	460	4	464	496	3	499	460	5
ランプン	953	9	962	1,000	8	1,008	1,120	6
ベンクルー	311	4	315	365	2	367	379	2
ジャカルタ特別区	2,361	115	2,476	2,100	121	2,221	2,243	108
西ジャワ	2,979	29	3,008	2,700	18	2,718	2,606	13
中部ジャワ	2,924	95	3,019	3,238	99	3,337	3,146	64
ジョクジャカルタ	213	7	220	275	7	282	293	8
東ジャワ	4,337	131	4,468	4,180	116	4,296	4,132	113
西カリマンタン	534	7	541	485	8	493	447	6
南カリマンタン	577	7	584	599	7	606	561	7
中部カリマンタン	261	1	262	267	4	271	280	4
東カリマンタン	484	9	493	447	12	459	480	8
バリ	362	13	375	370	5	375	374	18
西ヌサトゥンガラ	474	11	485	414	10	424	423	13
東ヌサトゥンガラ*2	1,358	29	1,387	1,342	27	1,369	1,403	28
北スラウェシ	618	17	635	589	12	601	598	15
中部スラウェシ	398	6	404	365	8	373	392	9
南スラウェシ	1,751	33	1,784	1,685	28	1,713	1,772	30
東南スラウェシ	225	10	235	223	6	229	249	7
マルク	344	14	358	318	15	333	325	6
イリアンジャヤ	529	8	537	562	14	576	505	10
合　計	28,816	672	29,488	28,291	644	28,935	28,699	574

注 *1　月末における収容人員の当年度（12カ月）分の延べ人員を12で除したもの。
*2　東ティモールを含む。
*3　1995年の人口統計に基づく人口10万人当たりの受刑者数。
*4　Statistik Indonesia 1995 (Biro Pusat Statistik ed, 1996) による。単位千人。

1993		
男子	女子	計
15 (0.0)	0 (0.0)	15 (0.0)
14 (0.0)	0 (0.0)	14 (0.0)
2,259 (3.9)	65 (2.2)	2,324 (3.8)
164 (0.3)	9 (0.3)	173 (0.3)
13 (0.0)	0 (0.0)	13 (0.0)
189 (0.3)	8 (0.3)	197 (0.3)
270 (0.5)	14 (0.5)	284 (0.5)
1,699 (2.9)	136 (4.5)	1,835 (3.0)
1,260 (2.2)	113 (3.7)	1,373 (2.2)
505 (0.9)	26 (0.9)	531 (0.9)
1,847 (3.2)	132 (4.4)	1,979 (3.2)
6,027 (10.3)	177 (5.9)	6,204 (10.1)
27,427 (47.0)	586 (19.4)	28,013 (45.7)
3,776 (6.5)	27 (0.9)	3,803 (6.2)
660 (1.1)	6 (0.2)	666 (1.1)
1,161 (2.0)	41 (1.4)	1,202 (2.0)
1,493 (2.6)	168 (5.6)	1,661 (2.7)
171 (0.3)	6 (0.2)	177 (0.3)
32 (0.1)	0 (0.0)	32 (0.1)
1,257 (2.2)	29 (1.0)	1,286 (2.1)
221 (0.4)	664 (22.0)	885 (1.4)
200 (0.3)	8 (0.3)	208 (0.3)
581 (1.0)	17 (0.6)	598 (1.0)
7,095 (12.2)	783 (26.0)	7,878 (12.8)
58,336 (100)	3,015 (100)	61,351 (100)

*4 経済犯罪の捜査、訴追及び裁判に関する法律（1955年法律［緊急立法］第7号に基づく犯罪。
資料：Statistik Pemasyarakatan di Indonesia Selama PELITA V 1989 s/d 1993 (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed, 1996)

	1992/1993			1993/1994		
計	男子	女子	計	男子	女子	計
17	17	1	18	19	1	20 (0.1)
61	67	0	67	74	0	74 (0.3)
19,513	18,421	397	18,818	18,977	383	19,360 (69.3)
9,682	8,325	169	8,494	8,321	169	8,490 (30.4)
29,273	26,830	567	27,397	27,391	553	27,944 (100)

表2　罪名別新受刑者数

罪　名	1989	1990	1991	1992
国家に対する罪	47 (0.1)	11 (0.0)	48 (0.1)	65 (0.1)
国家元首に対する罪	16 (0.0)	34 (0.0)	37 (0.1)	31 (0.1)
公共の秩序に対する罪	1,397 (1.9)	1,764 (2.5)	1,571 (2.3)	1,847 (3.0)
放　火	197 (0.3)	213 (0.3)	214 (0.3)	232 (0.4)
贈　賄	7 (0.0)	19 (0.0)	3 (0.0)	10 (0.0)
通貨偽造	235 (0.3)	168 (0.2)	145 (0.2)	132 (0.2)
文書等偽造	311 (0.4)	285 (0.4)	324 (0.5)	305 (0.5)
道徳に対する罪*1	1,609 (2.2)	1,818 (2.5)	1,468 (2.2)	1,657 (2.7)
賭　博	4,696 (6.3)	2,699 (3.8)	2,905 (4.3)	1,462 (2.4)
誘　拐	474 (0.6)	512 (0.7)	408 (0.6)	486 (0.8)
殺　人	1,891 (2.6)	1,924 (2.7)	1,810 (2.7)	2,076 (3.4)
暴行・傷害	6,384 (8.6)	6,571 (9.2)	6,172 (9.2)	5,712 (9.4)
窃　盗	35,460 (47.9)	34,177 (47.7)	32,924 (49.2)	28,901 (47.5)
強　盗	3,277 (4.4)	3,378 (4.7)	3,444 (5.2)	3,638 (6.0)
恐　喝	597 (0.8)	553 (0.8)	592 (0.9)	651 (1.1)
横　領	1,567 (2.1)	1,354 (1.9)	1,300 (1.9)	1,216 (2.0)
詐　欺	2,224 (3.0)	1,978 (2.8)	1,749 (2.6)	1,763 (2.9)
器物損壊	245 (0.3)	259 (0.4)	198 (0.3)	223 (0.4)
公務員犯罪*2	38 (0.1)	77 (0.1)	55 (0.1)	46 (0.1)
盗品等に関する罪	1,809 (2.4)	1,872 (2.6)	1,650 (2.5)	1,337 (2.2)
軽罪（刑法）	2,112 (2.9)	2,737 (3.8)	1,306 (2.0)	1,210 (2.0)
薬物犯罪*3	248 (0.3)	206 (0.3)	184 (0.3)	140 (0.2)
経済犯罪*4	639 (0.9)	632 (0.9)	580 (0.9)	753 (1.2)
そ の 他	8,604 (11.6)	8,459 (11.8)	7,779 (11.6)	6,891 (11.3)
合　計	74,084 (100)	71,700 (100)	66,866 (100)	60,784 (100)

注 *1　強姦、猥褻、公然猥褻などを含む。
*2　公務員職権濫用罪および収賄を含む。
*3　薬物に関する法律（1976年法律第9号）に基づく犯罪。

表3　刑名・刑期別平均収容人員

刑名・刑期	1989/1990			1990/1991			1991/1992	
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
死刑確定者	16	0	16	16	1	17	16	1
無　期	49	1	50	60	0	60	61	0
刑期1年を超える	17,617	374	17,991	18,334	382	18,716	19,153	360
刑期1年以下	11,134	297	11,431	9,881	261	10,142	9,469	213
合　計	28,816	672	29,488	28,291	644	28,935	28,699	574

資料　Statistik Pemasyarakatan di Indonesia Selama PELITA V 1989 s/d 1993 (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed, 1996)

1992/1993			1993/1994		
男子	女子	計	男子	女子	計
82	1	83	156	1	157
740	1	741	741	2	743
40	0	40	42	0	42
141	0	141	119	2	121
225	0	225	179	0	179
14	1	15	18	0	18
142	0	142	203	0	203
37	1	38	95	1	96
394	3	397	332	5	337
127	2	129	152	4	156
276	3	279	150	1	151
6	0	6	7	0	7
436	2	438	200	1	201
38	2	40	47	1	48
60	1	61	67	1	68
15	0	15	26	0	26
65	1	66	54	0	54
31	0	31	19	0	19
45	0	45	52	0	52
43	0	43	36	0	36
116	1	117	127	1	128
80	0	80	81	1	82
375	3	378	159	1	160
56	1	57	69	1	70
42	0	42	48	0	48
43	1	44	44	0	44
3,669	24	3,693	3,223	23	3,246

資料：Statistik Pemasyarakatan di Indonesia Selama PELITA V 1989 s/d 1993 (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed., 1996)

表4　社会化教育少年*1の平均収容人員

州	1989/1990			1990/1991			1991/1992		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
アチェ	141	0	141	118	0	118	52	0	52
北スマトラ	912	4	916	518	3	521	310	0	310
西スマトラ	220	10	230	74	1	75	76	0	76
リアウ	234	1	235	143	2	145	153	1	154
南スマトラ	570	1	571	90	0	90	238	0	238
ジャンビ	124	0	124	122	1	123	54	2	56
ランプン	547	2	549	390	2	392	327	0	327
ベンクルー	120	0	120	114	1	115	97	5	102
ジャカルタ特別区	688	4	692	394	4	398	400	5	405
西ジャワ	518	5	523	80	0	80	230	2	232
中部ジャワ	502	18	520	244	5	249	302	6	308
ジョクジャカルタ	79	7	86	5	0	5	5	0	5
東ジャワ	679	13	692	499	6	505	506	4	510
西カリマンタン	151	0	151	51	1	52	34	0	34
南カリマンタン	165	0	165	77	0	77	59	0	59
中部カリマンタン	72	0	72	26	0	26	20	0	20
東カリマンタン	129	1	130	82	2	84	62	1	63
バリ	101	0	101	5	0	5	20	0	20
西ヌサトゥンガラ	96	0	96	55	1	56	34	0	34
東ヌサトゥンガラ*2	122	4	126	0	0	0	39	0	39
北スラウェシ	163	6	169	107	4	111	105	2	107
中部スラウェシ	108	3	111	64	1	65	85	1	86
南スラウェシ	502	10	512	324	2	326	231	2	233
東南スラウェシ	71	5	76	53	1	54	51	1	52
マルク	157	1	158	28	0	28	32	0	32
イリアンジャヤ	146	0	146	50	0	50	46	1	47
合　計	7,317	95	7,412	3,713	37	3,750	3,568	33	3,601

注 *1　社会化教育少年とは、刑事少年、保護少年および民事少年を意味する。社会化法（1995年法律第12号）第1条第8号参照。但し、原表では21歳未満となっている。
*2　東ティモールを含む。

1990/1991					1991/1992						
第一審	控訴審	上告審	計（女子）		警察	検察	第一審	控訴審	上告審	計（女子）	
116	13	8	302	(8)	46	105	122	14	3	290	(5)
379	19	11	1,011	(13)	258	388	369	38	17	1,070	(12)
78	13	4	201	(4)	58	95	66	13	10	242	(5)
66	4	2	259	(3)	81	107	90	10	2	290	(4)
406	21	9	979	(11)	323	267	378	21	3	992	(9)
56	2	1	125	(1)	55	40	64	4	1	164	(2)
124	12	1	274	(2)	83	67	100	7	4	261	(3)
68	5	5	175	(1)	61	48	92	10	6	217	(3)
346	103	49	1,348	(34)	74	707	426	70	51	1,328	(30)
469	78	50	1,101	(22)	158	411	596	60	25	1,250	(19)
368	76	32	1,472	(39)	585	393	464	55	22	1,519	(31)
46	8	8	157	(5)	39	61	38	8	6	152	(7)
571	60	38	1,606	(49)	363	726	615	59	30	1,793	(55)
70	6	2	147	(6)	41	67	75	11	1	195	(3)
65	14	3	181	(1)	10	123	66	19	5	223	(3)
50	2	1	123	(2)	25	36	55	6	1	123	(2)
112	11	3	237	(7)	43	83	99	21	7	253	(2)
43	6	9	125	(4)	69	32	43	11	3	158	(6)
56	8	3	193	(4)	61	95	73	10	16	255	(6)
125	42	7	280	(3)	45	54	110	38	18	265	(5)
93	17	4	181	(5)	29	59	103	23	6	220	(5)
59	13	4	117	(1)	5	27	55	5	1	93	(1)
275	50	29	558	(6)	70	205	239	55	21	590	(10)
47	5	3	100	(1)	22	29	31	5	3	90	(1)
16	6	5	78	(1)	34	33	32	4	2	105	(1)
30	19	12	111	(3)	26	22	26	7	6	87	(2)
4,134	613	303	11,441	(236)	2,664	4,280	4,427	584	270	12,225	(232)

資料：Statistik Pemasyarakatan di Indonesia Selama PELITA V 1989 s/d 1993 (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed, 1996)

表5　未決拘禁者の平均収容人員

州	1989/1990								
	警察	検察	第一審	控訴審	上告審	計（女子）*2		警察	検察
アチェ	33	109	109	24	5	280	(3)	35	130
北スマトラ	304	426	382	34	16	1,162	(18)	249	353
西スマトラ	22	72	76	5	2	177	(7)	38	68
リアウ	89	97	55	8	3	252	(2)	101	86
南スマトラ	230	270	246	25	13	784	(13)	273	270
ジャンビ	22	33	58	4	0	117	(1)	36	30
ランプン	35	54	184	3	4	280	(1)	75	62
ベンクルー	48	44	64	4	4	164	(3)	56	41
ジャカルタ特別区	45	701	404	95	64	1,309	(32)	47	803
西ジャワ	126	463	524	87	41	1,241	(28)	84	420
中部ジャワ	507	356	371	83	28	1,345	(35)	611	385
ジョクジャカルタ	3	56	33	7	4	103	(3)	35	60
東ジャワ	207	614	524	62	31	1,438	(48)	223	714
西カリマンタン	18	71	79	13	2	183	(7)	15	54
南カリマンタン	59	82	63	9	2	215	(5)	27	72
中部カリマンタン	11	54	43	15	2	125	(1)	29	41
東カリマンタン	11	116	115	7	8	257	(6)	10	101
バリ	31	29	26	14	9	109	(4)	32	35
西ヌサトゥンガラ	29	132	44	12	3	220	(4)	26	100
東ヌサトゥンガラ*1	55	52	97	17	6	227	(3)	41	65
北スラウェシ	4	52	71	23	2	152	(2)	7	60
中部スラウェシ	5	27	35	7	5	79	(1)	9	32
南スラウェシ	21	162	283	57	30	553	(13)	28	176
東南スラウェシ	10	18	34	4	2	68	(1)	16	29
マルク	23	21	26	4	3	77	(2)	23	28
イリアンジャヤ	26	32	41	16	4	119	(4)	22	28
合　計	1,974	4,143	3,987	639	293	11,036	(247)	2,148	4,243

注 *1　東ティモールを含む。
*2　女子は内数。

1993/1994						
警察	検察	第一審	控訴審	上告審	計（女子）	
57	101	133	17	6	314	(9)
418	431	466	48	15	1,378	(57)
69	76	67	11	1	224	(3)
93	165	106	11	7	382	(3)
313	243	325	20	16	917	(5)
62	43	50	3	1	159	(2)
108	79	157	3	0	347	(0)
65	60	82	3	0	210	(1)
226	771	543	50	28	1,618	(66)
267	449	718	39	16	1,489	(23)
484	343	446	42	19	1,334	(27)
47	64	48	9	6	174	(7)
561	664	642	54	22	1,943	(47)
57	79	95	5	4	240	(4)
26	93	107	36	4	266	(1)
29	18	47	2	1	97	(0)
107	60	95	5	2	269	(3)
85	50	61	9	3	208	(10)
158	69	80	22	3	332	(4)
75	65	139	25	13	317	(4)
32	54	134	26	2	248	(9)
19	42	45	3	1	110	(2)
149	217	269	46	20	701	(18)
22	20	48	4	2	96	(2)
53	58	75	10	4	200	(3)
60	54	39	7	1	161	(0)
3,642	4,368	5,017	510	197	13,734	(310)

資料：Statistik Pemasyarakatan di Indonesia Selama PELITA V 1989 s/d 1993 (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed., 1996).

表5　未決拘禁者の平均収容人員〈続き〉

州	1992/1993						
	警察	検察	第一審	控訴審	上告審	計（女子）	
アチェ	61	105	136	26	7	335	(8)
北スマトラ	424	445	379	54	23	1,325	(32)
西スマトラ	56	80	78	14	5	233	(5)
リアウ	112	121	103	8	2	346	(4)
南スマトラ	312	250	396	13	7	978	(9)
ジャンビ	59	40	49	3	1	152	(3)
ランプン	115	85	161	8	2	371	(1)
ベンクルー	52	40	110	7	2	211	(4)
ジャカルタ特別区	150	726	423	57	24	1,380	(39)
西ジャワ	217	413	626	35	16	1,307	(19)
中部ジャワ	479	334	388	43	17	1,261	(28)
ジョクジャカルタ	37	76	41	6	2	162	(8)
東ジャワ	363	625	613	55	18	1,674	(49)
西カリマンタン	69	78	87	10	1	245	(3)
南カリマンタン	36	99	87	20	6	248	(3)
中部カリマンタン	38	32	53	4	1	128	(3)
東カリマンタン	96	86	121	11	4	318	(3)
バリ	82	48	49	6	2	187	(7)
西ヌサトゥンガラ	128	80	67	6	3	284	(6)
東ヌサトゥンガラ*1	72	67	143	25	12	319	(3)
北スラウェシ	19	58	117	20	12	226	(4)
中部スラウェシ	6	26	38	1	0	71	(4)
南スラウェシ	116	192	309	40	23	680	(13)
東南スラウェシ	35	22	33	3	1	94	(2)
マルク	59	52	68	3	5	187	(2)
イリアンジャヤ	64	45	39	8	2	158	(5)
合計	3,257	4,225	4,714	486	198	12,880	(267)

注 *1　東ティモールを含む。
　　*2　女子は内数。

1992/1993		1993/1994	
再入者	受刑者（%）	再入者	受刑者（%）
77	807 (9.5)	36	861 (4.2)
76	2,488 (3.1)	127	2,287 (5.6)
41	431 (9.5)	38	448 (8.5)
70	736 (9.5)	42	847 (5.0)
86	2,037 (4.2)	66	2,301 (2.9)
20	421 (4.8)	32	466 (6.9)
56	1,105 (5.1)	52	1,163 (4.5)
23	365 (6.3)	31	361 (8.6)
211	1,824 (11.6)	161	1,983 (8.1)
194	2,518 (7.7)	191	2,756 (6.9)
135	2,832 (4.8)	126	2,412 (5.2)
26	288 (9.0)	13	245 (5.3)
384	3,833 (10.0)	271	3,509 (7.7)
51	457 (11.2)	48	454 (10.6)
31	463 (6.7)	35	568 (6.2)
22	265 (8.3)	10	250 (4.0)
32	426 (7.5)	14	441 (3.2)
27	345 (7.8)	17	390 (4.4)
54	460 (11.7)	27	512 (5.3)
87	1,447 (6.0)	56	1,602 (3.5)
50	566 (8.8)	36	614 (5.9)
43	402 (10.7)	35	382 (9.2)
103	1,756 (5.9)	41	1,821 (2.3)
22	215 (10.2)	7	279 (2.5)
27	410 (6.6)	29	437 (6.6)
39	500 (7.8)	28	555 (5.0)
1,987	27,397 (7.3)	1,569	27,944 (5.6)

資料：Statistik Pemasyarakatan di Indonesia Selama PELITA V 1989 s/d 1993 (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed, 1996).

表6　受刑者に占める再入者の割合

州	1989/1990		1990/1991		1991/1992	
	再入者*2	受刑者(%)*3	再入者	受刑者（%）	再入者	受刑者（%）
アチェ	49	811 (6.0)	35	726 (4.8)	66	668 (9.9)
北スマトラ	57	2,385 (2.4)	53	2,459 (2.2)	65	2,618 (2.5)
西スマトラ	72	510 (14.1)	64	474 (13.5)	42	433 (9.7)
リアウ	45	829 (5.4)	49	755 (6.5)	65	739 (8.8)
南スマトラ	73	1,941 (3.8)	76	1,971 (3.9)	66	2,147 (3.1)
ジャンビ	23	464 (5.0)	27	499 (5.4)	18	465 (3.9)
ランプン	40	962 (4.2)	48	1,008 (4.8)	50	1,126 (4.4)
ベンクルー	21	315 (6.7)	31	367 (8.4)	22	381 (5.8)
ジャカルタ特別区	265	2,476 (10.7)	244	2,221 (11.0)	225	2,351 (9.6)
西ジャワ	172	3,008 (5.7)	169	2,718 (6.2)	188	2,619 (7.2)
中部ジャワ	67	3,019 (2.2)	87	3,337 (2.6)	115	3,210 (3.6)
ジョクジャカルタ	14	220 (6.4)	20	282 (7.1)	27	301 (9.0)
東ジャワ	640	4,468 (14.3)	514	4,296 (12.0)	476	4,245 (11.2)
西カリマンタン	67	541 (12.4)	62	493 (12.6)	45	453 (9.9)
南カリマンタン	17	584 (2.9)	23	606 (3.8)	25	568 (4.4)
中部カリマンタン	17	262 (6.5)	25	271 (9.2)	27	284 (9 5)
東カリマンタン	25	493 (5.1)	31	459 (6.8)	38	488 (7.8)
バリ	36	375 (9.6)	35	375 (9.3)	25	392 (6.4)
西ヌサトゥンガラ	59	485 (12.2)	52	424 (12.3)	59	436 (13.5)
東ヌサトゥンガラ*1	65	1,387 (4.7)	59	1,369 (4.3)	75	1,431 (5.2)
北スラウェシ	51	635 (8.0)	37	601 (6.2)	46	613 (7.5)
中部スラウェシ	39	404 (9.7)	34	373 (9.1)	42	401 (10.5)
南スラウェシ	52	1,784 (2.9)	57	1,713 (3.3)	90	1,802 (5.0)
東南スラウェシ	26	235 (11.1)	15	229 (6.6)	27	256 (10.5)
マルク	18	358 (5.0)	17	333 (5.1)	22	331 (6.6)
イリアンジャヤ	56	537 (10.4)	43	576 (7.5)	39	515 (7.6)
合　計	2,066	29,488 (7.0)	1,907	28,935 (6.6)	1,985	29,273 (6.8)

注 *1　東ティモールを含む。
*2　再入者の平均収容人員。
*3　受刑者平均収容人員および再入者の全平均収容人員に占める割合。

1992			1993		
仮出獄	釈放前帰休	同化処遇	仮出獄	釈放前帰休	同化処遇
16	2	1	28	1	13
55	0	2	109	11	0
28	0	1	41	3	0
15	5	1	9	1	10
57	2	0	74	8	0
7	5	5	7	0	5
19	2	0	5	0	0
14	2	0	10	1	0
105	5	6	186	7	2
43	5	20	171	21	17
100	13	0	156	36	14
10	0	0	21	0	0
176	10	14	236	25	50
10	0	0	27	10	0
33	2	2	47	2	0
19	1	1	17	0	0
4	0	0	11	0	0
18	2	0	21	4	8
15	1	1	23	6	6
11	3	17	30	21	22
12	4	10	27	5	12
15	0	5	24	0	11
95	11	0	184	1	0
16	2	1	7	9	0
0	3	23	21	0	17
3	0	0	28	0	5
896	80	110	1,520	172	192

表7　仮出獄・同化処遇・釈放前帰休の実施人員

州	1989			1990			1991		
	仮出獄	釈放前帰休	同化処遇	仮出獄	釈放前帰休	同化処遇	仮出獄	釈放前帰休	同化処遇
アチェ	3	1	0	3	1	0	13	3	0
北スマトラ	12	1	0	24	6	0	41	5	0
西スマトラ	66	4	0	9	2	4	16	0	0
リアウ	11	3	0	0	0	0	6	0	0
南スマトラ	26	3	0	31	1	0	41	0	0
ジャンビ	2	0	0	4	2	0	13	1	1
ランプン	7	2	0	13	2	0	15	1	0
ベンクルー	4	4	0	10	2	0	20	1	0
ジャカルタ特別区	35	2	1	37	3	1	100	4	4
西ジャワ	33	4	0	51	5	2	104	16	0
中部ジャワ	18	4	0	25	2	0	50	9	2
ジョクジャカルタ	0	0	4	5	1	10	7	2	1
東ジャワ	104	6	5	103	30	54	155	9	18
西カリマンタン	12	0	0	13	4	0	6	0	1
南カリマンタン	11	3	0	21	6	0	15	5	2
中部カリマンタン	6	0	0	4	1	10	13	0	1
東カリマンタン	4	4	0	11	2	0	7	1	1
バリ	19	3	4	27	1	7	21	4	0
西ヌサトゥンガラ	9	1	3	7	1	6	23	1	3
東ヌサトゥンガラ*1	9	1	0	4	0	0	18	10	1
北スラウェシ	5	0	0	4	0	3	3	1	9
中部スラウェシ	4	0	2	8	5	8	12	4	10
南スラウェシ	40	1	6	17	1	0	80	11	0
東南スラウェシ	6	0	0	10	4	0	25	4	0
マルク	0	0	2	6	1	10	9	0	18
イリアンジャヤ	0	0	0	4	1	0	1	0	0
合　計	446	47	27	451	84	115	814	92	72

注 *1　東ティモールを含む。
資料：Statistik Pemasyarakatan di Indonesia Selama PELITA V 1989 s/d 1993 (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed., 1996).

表8　レミッション実施人員

年度	受刑者*1	レミッション		
		一部(%)*2	全部（%）	計（%）
1989	29,422	14,140 (48.1)	1,484 (5.0)	15,624 (53.1)
1990	28,858	14,194 (49.2)	1,546 (5.4)	15,740 (54.5)
1991	29,195	14,512 (49.7)	1,454 (5.0)	15,966 (54.7)
1992	27,312	14,828 (54.3)	1,497 (5.5)	16,325 (59.8)
1993	27,850	15,055 (54.1)	1,416 (5.1)	16,471 (59.1)

注 *1　死刑確定者、無期重懲役受刑者を除く受刑者の平均収容人員。
*2　レミッション実施人員と全平均収容人員に占める割合。

資料：Statistik Pemasyarakatan di Indonesia Selama PELITA V 1989 s/d 1993 (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed., 1996)

インドネシアの矯正保護統計［1989年度～1993年度］

表9　矯正施設における事故*1

年度	受刑者		未決拘禁者		計		受刑者病死
	逃走	逮捕(%)*2	逃走	逮捕（%）	逃走	逮捕（%）	
1989/1990	170	81（47.6）	101	38（37.6）	271	119（43.9）	137
1990/1991	149	40（26.8）	54	27（50.0）	203	67（33.0）	195
1991/1992	134	38（28 4）	70	24（34.3）	204	62（30.4）	81
1992/1993	156	63（40.4）	14	7（50.0）	170	70（41.2）	168
1993/1994	128	43（33.6）	50	6（12.0）	178	49（27.5）	143
合　計	737	265（36.0）	289	102（35.3）	1,026	367（35.8）	724

注 *1　逃走者、逮捕者および病死者の数は、全て人員。
*2　逮捕者の逃走者に占める割合。
資料：Statıstik Pemasyarakatan di Indonesıa Selama PELITA V 1989 s/d 1993
(Pusat Penelıtıan dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed，1996)

1992/1993			1993/1994		
少年	成人	計	少年	成人	計
35	50	85	10	52	62
65	79	144	180	361	541
53	86	139	9	87	96
5	6	11	5	10	15
83	126	209	2	49	51
12	15	27	7	36	43
25	43	68	2	42	44
25	47	72	1	34	35
100	155	255	36	209	245
144	204	348	19	198	217
355	569	924	69	480	549
129	100	229	90	104	194
324	497	821	63	489	552
20	56	76	7	67	74
25	35	60	5	90	95
12	66	78	9	84	93
15	25	40	2	21	23
95	226	321	24	104	128
39	90	129	5	52	57
19	84	103	8	104	112
4	7	11	2	24	26
13	50	63	5	7	12
57	89	146	19	159	178
12	66	78	4	71	75
12	41	53	8	21	29
2	7	9	2	3	5
1,680	2,819	4,499	593	2,958	3,551

資料：Statistik Pemasyarakatan dı Indonesia Selama PELITA V 1989 s/d 1993 (Pusat Penelitıan dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed, 1996).

インドネシアの矯正保護統計［1989年度～1993年度］

表10　保護観察平均対象人員*1

州	1989/1990			1990/1991			1991/1992		
	少年*3	成人	計	少年	成人	計	少年	成人	計
アチェ	4	34	38	4	39	43	21	44	65
北スマトラ	176	347	523	2	335	337	17	75	92
西スマトラ	18	81	99	7	43	50	13	32	45
リアウ	1	2	3	0	32	32	4	10	14
南スマトラ	5	42	47	0	29	29	9	95	104
ジャンビ	1	38	39	1	34	35	0	35	35
ランプン	2	29	31	0	0	0	7	15	22
ベンクルー	7	39	46	0	22	22	4	35	39
ジャカルタ特別区	31	90	121	13	118	131	26	125	151
西ジャワ	25	198	223	20	136	156	15	159	174
中部ジャワ	67	488	555	30	461	491	75	295	370
ジョクジャカルタ	60	115	175	8	51	59	40	51	91
東ジャワ	73	539	612	25	390	415	52	363	415
西カリマンタン	12	44	56	3	43	46	6	81	87
南カリマンタン	4	55	59	7	60	67	17	81	98
中部カリマンタン	4	9	13	2	53	55	4	93	97
東カリマンタン	2	7	9	1	15	16	10	38	48
バリ	16	45	61	4	26	30	42	65	107
西ヌサトゥンガラ	8	66	74	2	63	65	15	30	45
東ヌサトゥンガラ*2	20	129	149	0	86	86	5	66	71
北スラウェシ	5	9	14	0	12	12	0	2	2
中部スラウェシ	5	48	53	4	50	54	0	37	37
南スラウェシ	35	175	210	6	79	85	26	76	102
東南スラウェシ	0	52	52	7	31	38	4	73	77
マルク	5	8	13	1	20	21	8	25	33
イリアンジャヤ	0	6	6	0	10	10	0	10	10
合　計	586	2,695	3,281	147	2,238	2,385	420	2,011	2,431

注 *1　保護観察は、条件附刑、仮釈放(保護少年に対する仮退院を含む)、釈放前帰休、保護者委託処分(少年)対象者等に対して実施される。
*2　東ティモールを含む。
*3　少年とは、21歳未満の者をいう。

表11　矯正施設の数

州	社会化施設				拘置所				拘置支所	合　計
	I	IIA	IIB	計	I	IIA	IIB	計		
アチェ	0	1	5	6	0	0	5	5	9	20
北スマトラ	1	3	6	10	1	0	8	9	15	34
西スマトラ	0	2	5	7	0	0	5	5	5	17
リアウ	0	2	4	6	0	0	3	3	7	16
南スマトラ	1	1	5	7	1	0	3	4	7	18
ジャンビ	0	1	3	4	0	0	3	3	0	7
ランプン	0	1	4	5	0	0	0	0	3	8
ベンクルー	0	1	1	2	0	0	2	2	0	4
ジャカルタ特別区	2	3	1	6	1	1	0	2	0	8
西ジャワ	2	6	1	9	2	0	12	14	0	23
中部ジャワ	1	8	6	15	1	1	20	22	1	38
ジョクジャカルタ	0	1	0	1	0	0	3	3	0	4
東ジャワ	2	6	2	10	1	0	22	23	3	36
西カリマンタン	0	1	4	5	0	1	3	4	1	10
南カリマンタン	0	1	3	4	0	0	6	6	0	10
中部カリマンタン	0	1	2	3	0	0	3	3	0	6
東カリマンタン	0	2	1	3	0	0	4	4	0	7
バリ	0	2	2	4	0	0	5	5	0	9
西ヌサトゥンガラ	0	1	2	3	0	0	3	3	0	6
東ヌサトゥンガラ	0	1	3	4	0	0	8	8	1	13
北スラウェシ	0	1	5	6	0	0	1	1	5	12
中部スラウェシ	0	1	3	4	0	1	1	2	4	10
南スラウェシ	1	0	6	7	1	0	15	16	3	26
東南スラウェシ	0	1	1	2	0	0	2	2	0	4
マルク	0	1	4	5	0	0	3	3	9	17
イリアンジャヤ	0	1	8	9	0	0	0	0	3	12
東ティモール	0	1	0	1	0	0	3	3	0	4
合　計	10	51	87	148	8	4	143	155	76	379

資料：Banyaknya UPT Pas Yang Operasional Berdasarkan Klasifikasi Per Kanwil Depkeh (Direktorat Jenderal Pemasyarakatan Departemen Kehakiman RI ed., 1997)

表12　社会化施設の収容率

収容率		現在の収容定員	行動面積による収容定員	寝台面積による収容定員
定員未満	100%以下	126	104	111
過剰収容	100%超台	7	11	6
	110%台	7	4	8
	120%台	3	4	6
	130%台	2	7	5
	140%台	1	6	3
	150%台	−	1	5
	160%台	−	2	−
	170%台	−	−	1
	180%台	2	1	−
	190%台	−	−	−
	200%台	−	7	1
	300%台	−	1	2
	計	22	44	37
総　計		148	148	148

注：各収容定員に基づいて算出した収容率が100%未満の施設数と100%を超える施設数を表す。

資料：Laporan Penelitian：Kapasitas Lembaga Pemasyarakatan/Rumah Tahanan Negara Dikaitkan dengan Standar Kebutuhan Minimum Narapidana/Tahanan (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed, 1996)

表13a　社会化施設の収容定員と収容率

州	平　均 収容人員*1 (A)	収容定員			収容率(%)*4		
		現在 (B)	行動面積*2 (C)	寝台面積*3 (D)	現在 (A/B)	行動面積 (A/C)	寝台面積 (A/D)
アチェ	715	876	1,458	679	82	49	105
北スマトラ	2,182	3,213	2,707	3,141	68	81	69
西スマトラ	530	1,519	936	1,214	35	57	44
リアウ	715	992	1,050	866	72	68	83
南スマトラ	1,929	2,057	1,393	1,501	94	138	129
ジャンビ	449	882	1,002	911	51	45	49
ランプン	1,474	1,555	1,766	2,395	95	83	62
ベンクルー	435	675	463	555	64	94	78
ジャカルタ特別区	2,374	4,152	3,442	3,221	57	69	74
西ジャワ	2,432	3,387	4,709	2,684	72	52	91
中部ジャワ	1,656	6,152	4,138	5,154	27	40	32
ジョクジャカルタ	268	750	527	731	36	51	37
東ジャワ	3,071	8,142	5,862	6,265	38	52	49
西カリマンタン	583	821	1,863	84	71	31	69
南カリマンタン	647	1,201	602	945	54	107	68
中部カリマンタン	220	462	606	494	48	36	45
東カリマンタン	566	746	515	597	76	110	95
バリ	494	706	505	597	70	98	83
西ヌサトゥンガラ	460	753	704	602	61	65	76
東ヌサトゥンガラ	854	1,025	779	628	83	110	136
北スラウェシ	793	1,275	1,673	979	62	47	81
中部スラウェシ	388	822	826	669	47	47	58
南スラウェシ	1,428	1,983	1,546	1,687	72	92	85
東南スラウェシ	322	339	413	260	95	78	124
マルク	345	470	736	447	73	47	77
イリアンジャヤ	821	1,239	724	957	66	113	86
東ティモール	245	300	408	284	82	60	86
合　計	26,396	46,494	41,353	39,312	57	64	67

注 *1　1993年1月から1994年7月までの月末の収容人員の合計を月数で除したもの。
*2　居室における1人当たりの行動面積を基準に算出し直した新しい収容定員。
*3　居室における1人当たりの寝台面積を基準に算出し直した新しい収容定員。
*4　各収容定員に対する現在の平均収容人員の割合。

資料：Laporan Penelitian：Kapasitas Lembaga Pemasyarakatan/Rumah Tahanan Negara Dikaitkan dengan Standar Kebutuhan Minimum Narapidana/Tahanan (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed, 1996)

表13b　拘置所の収容定員と収容率

州	平　均 収容人員*1 (A)	収容定員			収容率(%)*4		
		現在 (B)	行動面積*2 (C)	寝台面積*3 (D)	現在 (A/B)	行動面積 (A/C)	寝台面積 (A/D)
アチェ	497	942	1,016	909	53	49	55
北スマトラ	1,694	2,805	3,613	2,137	60	47	79
西スマトラ	203	591	417	427	34	49	48
リアウ	567	1,173	897	827	48	63	69
南スマトラ	1,602	1,661	910	1,323	96	176	121
ジャンビ	175	325	259	237	54	68	74
ランプン	209	250	87	118	84	240	177
ベンクルー	153	250	164	150	61	93	102
ジャカルタ特別区	1,270	1,257	839	1,025	101	151	124
西ジャワ	2,201	2,899	2,870	2,400	76	77	92
中部ジャワ	2,011	4,530	3,906	4,134	44	51	49
ジョクジャカルタ	161	455	411	482	35	39	33
東ジャワ	2,496	6,037	4,782	4,872	41	52	51
西カリマンタン	151	334	285	303	45	53	50
南カリマンタン	289	648	801	537	45	36	54
中部カリマンタン	188	480	601	476	39	31	39
東カリマンタン	303	524	502	434	58	60	70
バリ	165	381	231	319	43	71	52
西ヌサトゥンガラ	336	700	683	572	48	49	59
東ヌサトゥンガラ	800	1,475	1,298	1,054	54	62	76
北スラウェシ	89	337	124	145	26	72	61
中部スラウェシ	137	312	279	294	44	49	47
南スラウェシ	1,061	2,056	1,576	1,506	52	67	70
東南スラウェシ	106	196	127	170	54	83	62
マルク	260	931	936	798	28	28	33
イリアンジャヤ	6	311	163	200	2	4	3
東ティモール	50	113	98	107	44	51	47
合　計	17,180	31,973	27,875	25,956	54	62	66

注 *1　1993年1月から1994年7月までの月末の収容人員の合計を月数で除したもの。
*2　居室における1人当たりの行動面積を基準に算出し直した新しい収容定員。
*3　居室における1人当たりの寝台面積を基準に算出し直した新しい収容定員。
*4　各収容定員に対する現在の平均収容人員の割合。

資料：Laporan Penelitian：Kapasitas Lembaga Pemasyarakatan/Rumah Tahanan Negara Dikaitkan dengan Standar Kebutuhan Minimum Narapidana/Tahanan (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed. 1996).

設備を有する施設数							
宗教施設						診療所	
モスク		教会		寺院			
9	(45.0)	19	(95.0)	1	(5.0)	11	(55.0)
19	(55.9)	23	(67.6)	20	(58.8)	2	(5.9)
12	(70.6)	14	(82.4)	1	(5.9)	11	(64.7)
10	(62.5)	12	(75.0)	6	(37.5)	9	(56.3)
10	(55.6)	17	(94.4)	—	(0.0)	13	(72.2)
6	(85.7)	6	(85.7)	6	(85.7)	7	(100.0)
4	(50.0)	6	(75.0)	3	(37.5)	8	(100.0)
4	(100.0)	4	(100.0)	—	(0.0)	4	(100.0)
8	(100.0)	7	(87.5)	6	(75.0)	8	(100.0)
21	(91.3)	23	(100.0)	8	(34.8)	21	(91.3)
16	(42.1)	18	(47.4)	2	(5.3)	10	(26.3)
4	(100.0)	3	(75.0)	2	(50.0)	3	(75.0)
17	(47.2)	16	(44.4)	4	(11.1)	17	(47.2)
5	(55.6)	7	(77.8)	—	(0.0)	5	(55.6)
8	(80.0)	10	(100.0)	2	(20.0)	10	(100.0)
6	(100.0)	6	(100.0)	6	(100.0)	6	(100.0)
6	(85.7)	7	(100.0)	—	(0.0)	6	(85.7)
6	(66.7)	5	(55.6)	6	(66.7)	4	(44.4)
6	(100.0)	6	(100.0)	—	(0.0)	5	(83.3)
12	(92.3)	13	(100.0)	11	(84.6)	11	(84.6)
8	(66.7)	9	(75.0)	9	(75.0)	8	(66.7)
8	(88.9)	9	(100.0)	6	(66.7)	8	(88.9)
15	(57.7)	20	(76.9)	1	(3.8)	11	(42.3)
4	(100.0)	4	(100.0)	4	(100.0)	4	(100.0)
10	(58.8)	9	(52.9)	10	(58.8)	8	(47.1)
10	(83.3)	10	(83.3)	9	(75.0)	7	(58.3)
2	(66.7)	2	(66.7)	2	(66.7)	2	(66.7)
246	(65.4)	285	(75.8)	125	(33.2)	219	(58.2)

表14　矯正施設（社会化施設・拘置所）における設備

州	施設数	設備を有する施設数					
		処遇		教室		農場・農園養殖場	
アチェ	20	15	(75.0)	10	(50.0)	2	(10.0)
北スマトラ	34	27	(79.4)	26	(76.5)	6	(17.6)
西スマトラ	17	17	(100.0)	14	(82.4)	3	(17.6)
リアウ	16	14	(87.5)	12	(75.0)	3	(18.8)
南スマトラ	18	16	(88 9)	16	(88.9)	4	(22.2)
ジャンビ	7	7	(100.0)	7	(100 0)	3	(42.9)
ランプン	8	5	(62.5)	5	(62.5)	1	(12.5)
ベンクルー	4	4	(100.0)	4	(100.0)	—	(0.0)
ジャカルタ特別区	8	8	(100.0)	8	(100.0)	5	(62.5)
西ジャワ	23	23	(100.0)	21	(91.3)	8	(34.8)
中部ジャワ	38	25	(65.8)	18	(47.4)	16	(42.1)
ジョクジャカルタ	4	4	(100.0)	4	(100 0)	—	(0.0)
東ジャワ	36	29	(80.6)	29	(80.6)	15	(41.7)
西カリマンタン	9	7	(77.8)	7	(77.8)	3	(33.3)
南カリマンタン	10	10	(100.0)	10	(100.0)	3	(30.0)
中部カリマンタン	6	6	(100.0)	6	(100.0)	—	(0 0)
東カリマンタン	7	7	(100.0)	7	(100.0)	2	(28.6)
バリ	9	8	(88.9)	7	(77.8)	1	(11 1)
西ヌサトゥンガラ	6	6	(100.0)	6	(100.0)	6	(100.0)
東ヌサトゥンガラ	13	12	(92.3)	12	(92.3)	2	(15.4)
北スラウェシ	12	9	(75.0)	8	(66.7)	6	(50.0)
中部スラウェシ	9	9	(100 0)	8	(88.9)	5	(55.6)
南スラウェシ	26	21	(80.8)	16	(61.5)	7	(26.9)
東南スラウェシ	4	4	(100.0)	4	(100.0)	2	(50.0)
マルク	17	11	(64.7)	11	(64.7)	2	(11.8)
イリアンジャヤ	12	11	(91.7)	11	(91.7)	4	(33.3)
東ティモール	3	2	(66.7)	2	(66.7)	1	(33.3)
合　計	376	317	(84.3)	289	(76.9)	110	(29.3)

資料　Laporan Penelitian：Kapasitas Lembaga Pemasyarakatan/Rumah Tahanan Negara Dikaitkan dengan Standar Kebutuhan Minimum Narapidana /Tahanan (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed，1996)

表15　矯正施設における職員数

全職員数		21,357
性別	男性	18.513
	女性	2,844
施設種類	社会化施設	11,604
	拘置所・支所	9,753
職員	保安職員	13,394
	処遇担当官	4,434
	事務職	3,529
職員学歴	小学校卒	1,675
	中学校卒	2,475
	高校卒	15,053
	ディプロマ	28
	准学士	384
	学士・修士	919
	矯正アカデミー卒	819

資料　Laporan Penelitian：Kapasitas Lembaga Pemasyarakatan/Rumah Tahanan Negara Dikaitkan dengan Standar Kebutuhan Minimum Narapidana/Tahanan (Pusat Penelitian dan Pengembangan Departemen Kehakiman RI ed，1996)